

## 第5節 歴史的・文化的環境の保全

### 1 文化財等の保存・活用

#### 1-1 指定文化財の保存・活用

三重県には、特色ある歴史風土に育まれた数多くのすぐれた歴史的・文化的資産（文化財）があります。

しかしながら、経年変化による損傷や過疎化・少子高齢化等による保護の担い手の減少など多くの課題があり、適切な保存と、積極的な活用を図ることが困難になりつつあります。

平成23（2011）年度においては、特に重要な文化財3件について、将来にわたって保存・活用するため、三重県指定文化財に指定しました。また、指定等文化財の現状を把握するため、文化財保護指導委員会を中心に必要な巡視・調査を行いました。さらに適切な保存とその活用を図るため、所有者や管理者等が行う保護事業に対して支援しました。

#### 斎宮跡の歴史ロマン再生

斎宮跡は、指定面積が137haを有する全国屈指の史跡であり、史跡解明のための調査が昭和45（1970）年以來継続的に実施されています。

平成7（1995）年度に策定した史跡斎宮跡整備基本構想に基づき、平成8（1996）～13（2001）年度にかけて、史跡中央部の近鉄斎宮駅北側において、いつきのみや歴史体験館、1/10史跡全体模型等を整備しました。

平成19（2007）～21（2009）年度にかけては、整備の基礎資料を得るために史跡東部の柳原地区を中心とした発掘調査を行い、平成21（2009）年度には、それらの発掘調査の成果を基にして、史跡東部整備基本計画を策定しました。

平成22（2010）年度には、史跡東部整備の造成等の実施設計を行い、平成23（2011）年度には、実施設計に基づき造成等の基盤整備事業を実施し、幅約12mの区画道路を復元しました。平成24（2012）年度は、発掘調査により明らかとなった、斎宮寮の主要建物3棟を復元するための実施設計を行います。

#### 1-2 登録有形文化財の保護・活用

三重県には、旧飯南郡図書館をはじめとする公

共建築や紡績工場等の建造物など、約627件の近代化遺産が確認されています。これらの保存活用については、文化財登録制度の導入に伴い、各都道府県での対応が求められています。

平成23（2011）年度は、誓元寺光雲殿（旧常盤尋常高等小学校奉安殿）、誓元寺鐘楼、誓元寺山門、寂照寺金毘羅堂、寂照寺観音堂、寂照寺山門、森家住宅主屋、佐佐木信綱生家主屋、佐佐木信綱生家土蔵、石薬師文庫閲覧所、岡村家住宅主屋、中六店舗、旅館薫楽荘本館、旅館薫楽荘蔵、旅館薫楽荘門及び塀、いとう旅館本館、長谷園大正館、長谷園登り窯、旧尾呂志中学校校舎の計19件が国の登録有形文化財（建造物）に登録されました。

#### 1-3 埋蔵文化財の調査・保存

三重県内には、約14,000件の埋蔵文化財の存在が確認されており、各種開発事業に際しては、原則としてそれらを現状保存することとしています。

しかし、埋蔵文化財の保護と開発との調和を図る上から、やむを得ず事前に発掘調査を実施して、結果を記録として後世に残すことも行っています。

平成23（2011）年度に、三重県埋蔵文化財センターが各種開発に伴い実施した発掘調査は14遺跡、斎宮歴史博物館が斎宮跡の解明のため実施した発掘調査は2地区でした。

表2-5-1 三重県内の埋蔵文化財数

(平成24年3月31日)

遺物散布地	4,849
古墳	7,106
社寺跡	457
城館跡	1,297
生産遺跡等	220
その他	466
合計	14,395

#### 1-4 史跡等指定地域の公有地化の推進

三重県内における史跡、名勝は国指定48件、県指定83件です。史跡斎宮跡等では史跡の有効活用を図るため、公有化が進められています。

平成23（2011）年度は、史跡の公有化の推進と保存・活用を図るため、国指定史跡等の土地買上、整備事業等に対して支援しました。

## 1-5 歴史的・文化的な遺産

わが国の中央部に位置し、東西日本の結節点として古くから開けてきた三重県には、数多くの歴史的・文化的な遺産があります。

それらの多くは、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物に指定され保存・活用されています。

表2-5-2 三重県内の国・県指定等文化財数  
(平成24年3月末現在)

種 別		国	県	計	
重 要 有 形 文 化 財	建造物	23	43	66	
	絵画	19	37	56	
	彫刻	66	108	174	
	工芸品	17	56	73	
	書跡・典籍・古文書(内、国宝文書3)	45	53	98	
	考古資料(内、国宝1)	10	29	39	
	歴史資料	4	5	9	
	小 計	184	331	515	
	無 形 文 化 財	工芸技術	1	1	2
		芸能	0	1	1
小 計	1	2	3		
民 俗 文 化 財	無形民俗文化財	8	34	42	
	有形民俗文化財	1	25	26	
小 計	9	59	68		
記 念 物	特別史跡	1	-	1	
	特別天然記念物	2	-	2	
	特別名勝及び天然記念物	1	-	1	
	史跡	36	71	107	
	史跡及び名勝	0	2	2	
	史跡及び天然記念物	0	0	0	
	名勝	6	8	14	
	名勝及び史跡	1	0	1	
	名勝及び天然記念物	0	1	1	
	天然記念物(地域を定めず)	15	4	19	
天然記念物	21	75	96		
天然記念物及び名勝	1	1	2		
小 計	84	162	246		
伝統的記念物群保存地区(選定)	1	-	1		
文化財の保存技術	0	0	0		
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財(選択)	15	10	25		
重要文化的景観(選定)	0	0	0		
登録文化財	115	-	115		
合 計	131	10	141		
総 計	409	564	973		

## 1-6 新県立博物館の整備

平成26年の開館に向けて整備を進めている新県立博物館では、市町等との役割分担のもとで、県内の博物館、市町や大学等の関係機関、地域の多様な主体等と連携協力して、三重の自然と歴史・文化に関する資産を保全・活用することとしています。

平成23年度には、このための博物館づくりや関係機関との情報共有と協力による文化財防災やレスキュー等に取り組みました。

## 2 歴史的・文化的景観の保全・活用

### 2-1 歴史的・文化的資産を活かした風情あるまちづくりの推進

#### 街道等を活かしたまちづくり活動等支援

県内9地域での街道等を活かした歴史散策の実施や講演会の開催等を支援しました。

### 2-2 熊野参詣道(伊勢路)の保全

平成16(2004)年7月に、熊野参詣道伊勢路を含む「紀伊山地の霊場と参詣道(さんけいみち)」がユネスコの世界遺産に登録されました。

吉野・大峯、熊野三山、高野山の三霊場とこれらをつなぐ大峯奥駈道、熊野参詣道、高野山町石道の参詣道が対象で、三重、奈良、和歌山の三県にまたがっています。

登録にあたっては、これらの遺産が、日本の信仰や文化に多大な影響を与え、また良好な形で継承されていることが評価されました。

三重県では、熊野古道として親しまれている熊野参詣道伊勢路、全長140kmのうち、峠道を中心とした約33kmが往時の状況を示すものとして国史跡に指定されています。

## 2章5節

◀ 歴史的・文化的環境の保全